

東京都保健医療計画（平成25年3月改定）
進捗状況について【その他事業】
（地域医療再生計画の進捗状況を含む）

（平成26年3月現在）

(第1章 患者中心の医療体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第1節 都民の視点に立った医療情報の提供	<p>○ 東京都医療機関案内サービス“ひまわり”や東京都薬局機能情報提供システム“t-薬局いんふお”により、都民の適切な医療サービスの選択を支援するとともに、地域の医療連携を支援するための情報提供を行う。</p> <p>○ 医薬品・医療機器に関する安全情報や薬局の機能情報を都民へ分かりやすく提供する環境を整備し、医薬品等の安全かつ適正な使用を確保する。</p> <p>○ 「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」や「東京都こども医療ガイド」等を積極的に活用し、医療情報に関する理解を促進する取組を進める。</p>	<p>○ “ひまわり”や“t-薬局いんふお”の利便性向上と活用促進</p> <p>○ 「医療情報ナビ」活用等による都民の理解促進</p>	<p>○ 平成25年度の“ひまわり”の保健医療福祉相談は59,127件(平成24年度60,989件)、インターネットアクセス数は1,280,840件(平成24年度1,248,166件)、“t-薬局いんふお”のインターネットアクセス数は78,825件(平成24年度81,927件)である。</p> <p>○ “ひまわり”が活用されるよう、バス広告など積極的な広報を行った。また、訪日外国人増に対応し、区市町村と病院650か所に外国語版パンフレットを送付した。</p> <p>○ “t-薬局いんふお”に「ドーピングに関する相談を受けられる薬局」を追加し、都民への情報提供を充実させた。</p> <p>○ 「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」(Webサイト・冊子)は、新たにスマートフォン版のサイトを開設した。また、冊子が母子保健事業や介護予防事業等で活用されるよう区市町村所管部に働きかけた。さらに産科・産婦人科・小児科を標榜する都内診療所(約2,800か所)に、冊子(子どもの発熱)を配布するなど、主に高齢者や子供を持つ世帯を対象に普及と理解促進を図った。</p> <p>○ 区市町村や医療機関関係者を対象に、医療情報の理解促進のための人材養成研修を開催した。 ①平成25年度 1回実施 118名参加 ②平成25年度 2回実施 217名参加</p> <p>○ 住民に身近な地域で医療の仕組みを学べる、相互理解のための対話促進支援事業を実施した。(都医師会委託・延べ19地区医師会で実施)</p> <p>○ Webサイト「東京都こども医療ガイド」は、スマートフォンやタブレットでも見やすいTOPページに改修するとともに、「月刊福祉保健」やツイッター等で広報を行ったところ、平成25年度のアクセス数92,097件(平成24年度52,844件)と2倍近くアクセス数が増加した。</p>	<p>○ “ひまわり”と“t-薬局いんふお”のTOPページの統合を行うなど、都民の利便性向上を図る。</p> <p>○ “ひまわり”については、ツイッターやバス広告など、積極的な広報を引き続き行う。外国語版パンフレットの配布先を広げる。</p> <p>○ TOPページの統合にともない、“t-薬局いんふお”のURLが変更されるため、「薬と健康の週間」等を活用して周知する。</p> <p>○ 「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」の内容の更新。また、ツイッターなどによりWebサイト・冊子の活用を促進し、都民の医療情報の理解促進を図る。</p> <p>○ 区市町村や医療機関等関係職員を対象に、医療情報の理解促進のための人材養成研修を実施する。(平成26年度2回実施予定)</p> <p>○ 都民が身近なところで医療の仕組み等を学べる、相互理解のための対話促進支援事業を実施する。(都医師会委託。延べ22地区医師会で実施予定)</p> <p>○ Webサイト「東京都こども医療ガイド」の記載内容を見直す。ツイッターなどにより活用促進を図る。</p>

(第1章 患者中心の医療体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第2節 保健医療を担う人材の確保と資質の向上	<p>○高齢者人口の更なる増加や医療の高度化・専門化、患者を取り巻く社会環境の変化等に伴い、医療需要の増加が見込まれる中で、都民ニーズに応えるため、都の地域特性を活かした保健医療を担う人材の養成・確保と質の向上を図る。</p>	<p>○地域医療支援センターにおける医師確保策の推進</p> <p>○地域における看護師等の定着・再就業の支援</p> <p>○介護人材の安定した確保・定着・育成</p> <p>○医療と介護の連携強化のための研修の実施</p>	<p>【医師】</p> <p>○「平成25年度 医師確保に係る実態調査」の実施</p> <p>○東京都地域医療医師奨学金制度の実施 ・医学部定員増による奨学金(順天堂大学:10名、杏林大学:10名、東京慈恵会医科大学:5名) ・都内13大学の5、6年生に対する奨学金</p> <p>○地域医療支援センター無料職業紹介事業所の設置</p> <p>○医師勤務環境改善事業の実施</p> <p>○東京都地域医療支援ドクター事業の実施</p> <p>【看護職員】</p> <p>○新人看護職員の定着に向けた取組 ・新人看護職員研修事業費補助の実施 ・研修責任者研修や多施設合同研修の実施</p> <p>○中小病院における定着促進 ・二次保健医療圏ごとに配置する就業協力員による巡回訪問の実施 ・認定看護師の資格取得支援</p> <p>○再就業支援のための取組 ・ナースプラザ及び地域就業支援病院における研修や就業相談の実施</p> <p>【その他職種】</p> <p>①都内に在職中の理学療法士等を対象に研修を実施(研修実績:206名)</p> <p>②介護職員を対象とし、業務上必要な医学的知識や高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応等についての研修を実施(研修実績:719名)</p> <p>③特別養護老人ホーム等でたんの吸引及び経管栄養を行う介護職員を養成する研修を実施(研修実績:施設系472名、在宅系1,462組)</p> <p>④介護支援専門員に対して、医療職との連携に必要な医療的知識等の付与を行う7日間40時間の「在宅医療サポート介護支援専門員研修」を2回実施(研修修了者数(研修カリキュラムの全課程を修了した者)は、467名)</p>	<p>【医師】</p> <p>○「平成26年度 医師確保に係る調査」の実施</p> <p>○東京都地域医療医師奨学金制度の実施 ・大学と連携した、奨学生への効果的な地域医療研修の実施</p> <p>○地域医療支援センター無料職業紹介事業所による奨学金医師への就業支援</p> <p>○医師勤務環境改善事業の実施 ・平成26年度より対象病院を国、都等が設置する病院を除く都内全病院に拡大</p> <p>○東京都地域医療支援ドクター事業の実施</p> <p>【看護職員】</p> <p>○既存事業の着実な実施 ・新人看護職員研修事業費補助の実施 ・研修責任者研修や多施設合同研修の実施 ・二次保健医療圏ごとに配置する就業協力員による巡回訪問の実施 ・ナースプラザ及び地域就業支援病院における再就業のための研修や就業相談の実施</p> <p>○救急看護認定看護師の配置促進【新規】 ・地域救急医療センターに勤務する看護師の「救急看護」認定看護師資格取得を支援</p> <p>○需給見通し(平成28年から32年まで)の策定【新規】 ・「東京都看護職員需給見通し策定検討会」の設置 ・「東京都看護職員就業等実態調査」の実施 ・需給見通し報告書の策定</p> <p>【その他職種】</p> <p>①、②研修修了者が所属事業所でOJTを実施</p> <p>③平成28年度に、介護福祉士養成カリキュラムが変更されるまでの間、重点的に実施</p> <p>④26年度は、25年度同様に7日間40時間の研修を2回実施(計画500名(前期250名、後期250名)) 本事業は、26年度で終了の予定となっており、27年度以降については、今後検討予定</p>

(第1章 患者中心の医療体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第5節 リハビリテーション医療の取組	<p>○患者が、急性期・回復期・維持期を通じて切れ目なく適切なリハビリテーションを受けられるよう各リハビリテーション期を担う医療機関等の支援を行っていく。</p>	<p>○各リハビリテーション期に応じたリハビリテーション医療の推進</p>	<p>○脳卒中地域連携バスの標準様式「東京都脳卒中地域連携診療計画書」を都ホームページに掲載し、普及啓発を実施</p> <p>○都内バス事務局関係者が一堂に会するバス合同会議を年3回開催 ・平成25年6月 485名参加 ・平成25年10月 453名参加 ・平成26年2月 447名参加</p> <p>○医療機関が回復期リハビリテーション病棟の整備に要する経費を補助(回復期リハビリテーション病棟施設設備整備事業) ・補助実績:設備整備(2病院:64床分)</p> <p>○東京都かかりつけ医リハビリテーション普及促進事業の実施 ・リハビリに関する研修の企画と実施 検討会(2回開催) 研修会(5回開催:570名受講) ・研修で使用する動画やテキストの作成 ・リハビリに関するパンフレット・ポスターの作成・配布</p> <p>○各二次保健医療圏(島しょを除く)に地域リハビリテーション支援センターを指定し、当該支援センターを拠点として、地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援 ・地域リハビリテーション提供体制の強化 ・訪問・通所リハビリテーションの利用促進 ・地域リハビリテーション関係者の連携強化</p> <p>○地域リハビリテーション支援センターがケアマネジャーに対して行う研修のテキストを作成</p> <p>○医療保健政策区市町村包括補助事業の実施 区市町村が取り組む、次の3つの項目の補助 ※() H25年度補助実績 ・在宅療養支援窓口事業(15区市町村) ・在宅療養後方支援病床確保事業(9区市町村) ・在宅療養推進協議会(9区市町村)</p> <p>○都内在職中の理学療法士等を対象に研修を実施 研修実績:年2回(206名修了)</p>	<p>○引き続き、都ホームページ等を活用し、標準様式の普及啓発を実施</p> <p>○東京都地域連携バス合同会議の開催(年3回)</p> <p>○回復期リハビリテーション病棟施設設備整備事業の継続実施</p> <p>○作成した研修テキスト等は、各地域リハビリテーション支援センターにおいて地域のかかりつけ医に対する研修資料で活用</p> <p>○各地域リハビリテーション支援センターが実施している事業の充実・強化</p> <p>○ケアマネジャーがリハビリ医療の視点を持ったケアプランが策定できるよう、各地域リハビリテーション支援センターにおいて地域のケアマネジャーに対する研修を実施</p> <p>○医療保健政策区市町村包括補助事業を実施し、区市町村の取組を支援(継続)</p> <p>○研修修了者が所属事業所にてOJTを実施</p>

(第1章 患者中心の医療体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第5節 リハビリテーション医療の取組	<p>○地域リハビリテーション支援センターの取組により、地域のリハビリテーション提供医療機関・福祉施設に対する積極的な支援を行っていく。</p> <p>○東京都リハビリテーション病院の運営を通じて、都のリハビリテーション施策の先導的な役割を担っていく。</p>	<p>○地域リハビリテーション支援体制の整備</p> <p>○東京都リハビリテーション病院の運営</p>	<p>○各二次保健医療圏(島しょを除く)に地域リハビリテーション支援センターを指定し、当該支援センターを拠点として、地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援</p> <p>○地域のニーズに合わせた地域連携の推進や、地域における維持期・在宅リハビリテーションの支援を行うほか、高次脳機能障害者のリハビリテーションの質の向上と関係機関等との連携を推進</p> <p>○経営改善計画に基づき、平成22年度からの3か年で理学療法士等の増員を行うとともに、中枢神経系・骨関節の画像診断用に高性能・最先端のMRIを導入</p>	<p>○各地域リハビリテーション支援センターが実施している事業の充実・強化</p> <p>○脳血管疾患・運動器の先進的・専門的リハビリテーションの提供により、都の回復期リハビリテーション施策の先導的な役割を推進</p> <p>○リハビリテーション医療の中核的施設として、研究結果・ノウハウ・技術の普及啓発</p>
第6節 医療安全対策の推進	<p>○医療安全対策を総合的に推進し、保健医療サービスの質の向上を支援するとともに、医療安全に対する意識の向上を図ることにより、患者・都民中心の医療を実現する。</p>	<p>○医療安全支援センターを活用した地域単位の医療安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令市及び特別区に対する医療安全支援センターの設置促進 ・患者等と医療提供施設との信頼関係の構築及び病院等管理者に対する講習会等の実施 <p>○医療安全に重点を置いた立入検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所と連携し、医療提供施設に重点的・効率的な立入検査体制の整備 ・法令遵守に関する指導のみならず、医療安全対策に関する実地指導の実施 <p>○医療廃棄物の適正処理のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都の第三者評価制度認定業者の利用拡大及び電子マニフェストの活用の周知 	<p>○年4回開催した各保健所が出席する医療安全支援センター連絡会において、医療安全支援センターの効果について情報提供を行うなど医療安全支援センターの設置を働きかけた。</p> <p>○都の医療安全支援センターにおいて、都民向け、医療安全管理者、医療機関の患者相談担当者などを対象とした研修会を実施した。</p> <p>○病院及び有床診療所のチェックリストを見直し、その内容を保健所と情報を共有するなど重点的・効率的な立入検査体制の整備を進めた。</p> <p>○医療法第25条第1項に基づく医療監視の際、チェックリストに基づき、電子マニフェストの活用など医療廃棄物の適正処理について指導した。</p> <p>○平成25年度から第三者評価制度と電子マニフェストを活用したシステムの運用を開始。公益社団法人東京都医師会と連携して、地区医師会及び医療廃棄物適正処理研修会でシステムの周知を図った。</p>	<p>○各保健所も出席する年4回開催予定の医療安全支援センター連絡会を通して、未設置の保健所に対して医療安全支援センター設置の効果について情報提供を行い、設置を促進する。</p> <p>○都医療安全支援センターにおいて、都民向け、医療安全管理者、医療機関の患者相談担当者などを対象とした研修会を実施する。</p> <p>○見直したチェックリストに基づき医療監視を実施し、重点的・効率的な医療安全管理体制に係る指導を行う。</p> <p>○院内感染発生時には保健所と連携しながら、医療監視を実施し、院内感染防止対策の徹底について指導する。</p> <p>○医療法第25条第1項に基づく医療監視の際、チェックリストに基づき電子マニフェストの活用など医療廃棄物の適正処理について指導する。</p> <p>○引き続き、公益社団法人東京都医師会等と連携してシステムの普及を図っていく。</p>

(第2章 保健・医療・福祉の提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第2節 健康づくりの推進 1 がんの予防	<p>○「東京都健康推進プラン21(第二次)」の総合目標である「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の実現に向け、その普及啓発及び推進を図る。</p> <p>○積極的な取組が必要な「がんの予防」「糖尿病・メタボリックシンドロームの予防」、「こころの健康づくり」に重点的に取り組む。</p> <p>○区市町村、学校等教育機関、保健医療関係団体、事業者・医療保険者、NPO・企業等の関係主体と連携し、都民の主体的な健康づくりを社会全体で支援する。</p>	<p>○がんの予防 ・科学的根拠に基づくがんを遠ざけるための生活習慣の実践等の普及・推進</p> <p>○がんの早期発見 ・受診率50%を目指した個別勧奨・再勧奨等効果的な受診率向上施策の推進 ・科学的根拠に基づくがん検診の推進及び更なる質の向上支援</p> <p>○がんを予防するための健康教育 ・あらゆる年齢層に対するがん予防に関する普及啓発・健康教育の推進</p>	<p>○課ホームページへの科学的根拠に基づくがん予防法の掲載、その予防法の主な項目も盛り込んだ生活習慣病予防パンフレットを作成し、がん予防に関する正しい知識の普及啓発を行った。</p> <p>○区市町村担当者説明会等の技術的支援により、医療保健政策区市町村包括補助事業の「がん検診受診率向上事業」に取り組む区市町村の拡充を図った。</p> <p>○区市町村の検診プロセス指標のレーダーチャートを7つのパターンに類型化し、課題と対応策の明確化を図った。また、検診受託医療機関の医師向けの講習会やマンモグラフィによる検診を行う医療従事者向けの研修を行うなど精度管理向上に向けた支援を行った。</p> <p>○区市町村のがん検診担当者を対象にがんの健康教育の取組状況調査を実施し、現状把握を行った。</p>	<p>○ホームページ、パンフレットを活用し、引き続きがん予防の正しい知識の普及啓発に取り組む。</p> <p>○包括補助事業の「がん検診受診率向上事業」により、個別勧奨・再勧奨の取組を支援するとともに、新規事業の「がん検診精度管理向上事業」により、効果的な検診受診率向上及び精度管理を一体的に取り組む区市町村を支援する。</p> <p>○区市町村へ類型化したレーダーチャートを示し、プロセス指標の改善に向けた取組を支援するとともに、質の高い検診の実施体制の整備に向け、検診実施機関を対象とした研修、マンモグラフィによる検診従事者向けの研修を引き続き行う。</p> <p>○区市町村及び保健医療関係団体等が独自に取り組んでいるがん予防に関する健康教育の効果的な手法や先駆的な取組を、区市町村の担当者連絡会等を通じて広く紹介する。</p>
第2節 健康づくりの推進 2 糖尿病・メタボリックシンドロームの予防	<p>○糖尿病・メタボリックシンドロームを予防するための生活習慣に関する普及啓発</p> <p>○糖尿病腎症による新規透析導入率の減少</p> <p>○糖尿病網膜症による失明発症率の減少</p> <p>○特定健康診査実施率・特定保険指導実施率の向上</p>	<p>○糖尿病の予防、重症化の防止に向けた治療継続の必要性を周知するため、区市町村・医療関係団体等と連携し、リーフレットを都民に配布するとともに、医療保険者に対してパンフレットを配付した。</p> <p>○糖尿病腎症による新規透析導入率の減少 21年-12.6% 22年-11.3% 23年-12.3% 24年-12.03% 平成22年に初めて前年より減少したが、23年には21年と同程度に増加し、24年は微減した。</p> <p>○糖尿病網膜症による失明発症率の減少 21年-2.20% 22年-1.78% 23年-1.78% 24年-1.96% 平成22年に減少し、平成23年は横ばいとなっている。</p> <p>○①特定健康診査実施率・②特定保健指導実施率 ①22年度-60.2% 23年度-61.6% ②22年度-11.1% 23年度-12.9%</p>	<p>○糖尿病の予防、重症化の防止に向けた治療継続の必要性を周知するため、区市町村・医療関係団体等と連携し、リーフレットを都民に配布するとともに、医療保険者に対してパンフレットを配付した。</p> <p>○糖尿病腎症による新規透析導入率の減少 21年-12.6% 22年-11.3% 23年-12.3% 24年-12.03% 平成22年に初めて前年より減少したが、23年には21年と同程度に増加し、24年は微減した。</p> <p>○糖尿病網膜症による失明発症率の減少 21年-2.20% 22年-1.78% 23年-1.78% 24年-1.96% 平成22年に減少し、平成23年は横ばいとなっている。</p> <p>○①特定健康診査実施率・②特定保健指導実施率 ①22年度-60.2% 23年度-61.6% ②22年度-11.1% 23年度-12.9%</p>	<p>○リーフレットについては、糖尿病の予防に重点を置いたものに改訂し、ポスターとあわせて、ターゲット層(働き盛りの男性)の利用が多い理容店を中心とした普及啓発を実施していく。</p> <p>○JR等の交通広告を実施し、車内広告や駅貼りポスターにより、糖尿病に関する正しい知識の普及と理解促進に努めていく。【新規】</p>

(第2章 保健・医療・福祉の提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第2節 健康づくりの推進 3 こころの健康づくり		<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連携した休養やストレス対処法、こころの不調に早めに気付き相談や受診につなげるための普及啓発等の実施 ・ 支援が必要な程度の心理的苦痛を感じている者の割合の減少 ・ 専門家(機関)への相談が必要だと感じたときに適切な相談窓口を見つけることができた人の割合の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○ こころの健康づくりに向け、関係機関を通じ、こころの不調に早めに気付き相談や受診につなげるためのパンフレットを都民に配布した。 ○ 健康づくりに携わる人材の育成に向け、健康づくり事業推進指導者養成研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、関係機関と連携し、都民に対する普及啓発を行っていく。 ○ 健康づくり事業推進指導者養成研修について、引き続き実施していく。
第2節 健康づくりの推進 4 自殺対策の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺は、その多くが防ぐことができるという考えのもと、社会全体による自殺対策の推進と普及啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <一次予防>社会全体で自殺を予防するための機運の醸成(「自殺防止!東京キャンペーン」の実施など) ○ <二次予防>関係機関のネットワークの連携強化、実効性の向上(「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」の強化など) ○ <三次予防>ハイリスク者対策の一層の推進(東京都自殺相談ダイヤルの実施など) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <一次予防>「自殺防止!東京キャンペーン」を年2回(9月と3月)に実施 ○ <二次予防>自殺防止の中核的ゲートキーパーを養成する「ゲートキーパー養成研修(レベルアップ研修)」を実施(福祉保健財団委託)。自殺の未然防止を図る「うつ診療充実強化研修」を実施。(東京都医師会委託) ○ <三次予防>自殺専用の相談電話を設置し自殺を未然に防ぐ「自殺相談ダイヤル」の実施。自死遺族が必要とする相談窓口についての情報提供や遺族の集いを運営する人材の養成研修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <一次予防>平成25年度と同様に取り組みを進めていく。 ○ <二次予防>平成25年度と同様に取り組みを進めていく。 ○ <三次予防>自殺専用の「自殺相談ダイヤル」の実施。また、自死遺族が必要とするわかちあいの会や遺族の集いを運営する区市町村を支援する。【新規】「救急医療機関と連携した自殺未遂者支援」救急医療機関を受診した自殺未遂者について、精神科医療や地域の支援に繋ぎ再企図の防止を図る。
第3節 母子保健・子供家庭福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子保健事業の実施主体である区市町村に対して、広域的・専門的・技術的支援を行い、都内全域の母子保健サービスの向上を図る。 ○ 妊産婦・乳幼児の心身の健康・育児等の係る相談体制を整備する。 ○ 医療機関や児童福祉分野との連携を強化しながら、虐待発生の未然防止及び要支援家庭の早期発見・支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種健診の受診率の向上及び未受診者対策の強化 ○ 「母と子の健康相談室」(小児救急電話相談)の確実な実施 ○ 要支援家庭の早期発見・支援に取り組む区市町村の確保(平成29年度 全区市町村) ○ 子供家庭支援センターの設置促進・機能充実(平成24年5月1日現在、59区市町村で設置。うち、児童虐待に対応する先駆型子供家庭支援センターは、52区市町で実施) ○ 院内虐待対策委員会設置病院の拡充(平成23年度、57病院で設置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦健康診査(第1回)受診率は、平成24年度90.1% ○ 「母と子の健康相談室」(小児救急相談)実績は、平成25年度 29,948件(うち小児救急相談分25,877件) ○ 要支援家庭の早期発見・支援事業の包括補助実績は、平成25年度 31区市町 ※平成20年度の調査結果では、全ての区市町村が何らかの取組を行っている ○ 子供家庭支援センターの設置数は、平成26年3月31日現在、60区市町村で設置(うち、児童虐待に対応する先駆型子供家庭支援センターは、52区市町で実施) ○ 院内虐待対策委員会設置病院の設置数は、平成25年度 70病院 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦健康診査受診促進の普及啓発を実施 ○ 相談事業を確実に実施 ○ 包括補助と研修により引き続き区市町村を支援 ○ 子供家庭支援センターの設置促進・機能充実に向け、虐待対策コーディネーター配置や人材育成など引き続き区市町村を支援 ○ 院内虐待対策委員会の新規設置病院の拡充、同委員会の機能向上等に向けた取組の推進

(第2章 保健・医療・福祉の提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第4節 学校保健	○学校保健活動を一層充実し、児童・生徒の心とからだの健康づくりを推進することにより、児童・生徒の「生きる力」を育む。	○全校で学校保健委員会を設置運営(平成23年度93.3% ⇒平成29年度100%)	○平成25年度学校保健委員会設置率 96.2%	○引続き全校での設置を促進していく。
第5節 高齢者保健福祉施策	○高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「東京都高齢者保健福祉計画」に基づき、保健、医療、福祉、住まい、地域における支え合いに関する取組を連携して進めることにより、「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。 ○高齢者が「地域社会を支える担い手」として、地域とのつながりを持ちつつ、自主的にかつ継続して活躍できるよう、環境整備や仕組みづくりを進める。	○介護基盤の整備促進と介護人材の確保等の取組 ・特別養護老人ホームの整備(平成24年度末見込み 40,497人⇒平成26年度末 45,516人) ・訪問看護(介護予防を含む。)の充実(平成24年度末見込み 2,491千回/年⇒平成26年度末 2,815千回/年) ・認知症高齢者グループホームの整備(平成26年度末 10,000人) ○訪問看護人材確保育成事業の実施 ○シルバー交番設置事業(平成24年度末見込み37地区⇒平成26年度末70地区)	○介護基盤の整備促進 ・特別養護老人ホームの整備(平成25年度末 41,340人) ・認知症高齢者グループホームの整備(平成25年度末 8,582人) ・訪問看護(介護予防含む)の充実(平成24年度 3,460千回/年、平成25年度 4,168千回/年) ○訪問看護人材確保育成事業の実施 ・平成25年度より、訪問看護人材確保育成事業として下記の各事業を実施、予定どおり執行した地域における教育ステーション事業 →5事業者を指定 管理者・指導者育成事業 →管理者向け研修の実施(4回199名受講) 認定訪問看護師資格取得支援事業 →5事業者に対して補助 訪問看護人材確保事業 →訪問看護フェスティバルの開催 訪問看護推進部会 →在宅療養推進会議の部会として訪問看護推進部会を設置し、訪問看護の推進に向けた検討を行った ○シルバー交番設置事業 25年度は13区市町(47地区)での実施となった。 【過去3か年の実績】 25年度 予算規模 60 決算規模 47 24年度 予算規模 60 決算規模 37 23年度 予算規模 60 決算規模 30	○介護基盤の整備促進 ・高齢者保健福祉計画に基づき、区市町村が推計したサービス量を確保できるよう、区市町村の取組を支援するとともに、地域偏在の解消やサービスの質の確保を図る。 ・平成27年度から平成29年度までを計画期間とする新たな計画を策定する。 ○訪問看護人材確保育成事業の実施 ・既存事業について引き続き着実に実施する ・地域包括ケアの構築の推進に向け、引き続き訪問看護推進部会において、訪問看護の人材確保育成策について検討をしていく ・平成26年度から、福祉人材の確保・定着モデル事業、訪問看護師勤務環境向上事業、訪問看護師定着促進事業を実施【新規】 ○シルバー交番設置事業 今後の事業実施規模については、第6期計画に具体的な数値目標を定めるのかを含め検討中

(第2章 保健・医療・福祉の提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第6節 障害者施策 1 障害者施策の推進	<p>○障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するため、地域居住の場や日中活動の場等、障害者の地域生活基盤を整備する。</p> <p>○施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進するために、移行支援と定着支援の充実や、安定した地域生活を支える体制整備を図る。</p> <p>○障害者が当たり前で働ける社会を実現するため、福祉施設から一般就労への移行を促進する。</p>	<p>○地域生活を支える基盤の整備促進の取組 ・「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」により、障害者の地域生活を支える基盤を整備(平成26年度まで)</p> <p>○地域生活への移行の仕組みづくりの取組 ・地域移行に関する普及啓発や移行後の地域生活を支える体制整備を推進し、地域生活への移行を促進</p> <p>○一般就労に向けた支援の充実・強化の取組 ・区市町村障害者就労支援事業により、一般就労への移行を促進</p>	<p>○地域生活を支える基盤の整備促進の取組 「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」平成25年度未定員増数[平成24年度からの累計] 【速報値】 ・地域居住の場の整備 1,159人増 ・日中活動の場 5,179人増 ・在宅サービスの充実(ショートステイ) 97人増</p> <p>○地域生活への移行促進の取組 ・入所施設からの地域生活移行者数 平成24年度末まで 1,127人 [平成17年10月からの累計]</p> <p>※入院中の精神障害者の地域生活への移行についての取組状況は、「精神疾患医療の取組」による</p> <p>○一般就労への移行促進の取組 ・区市町村障害者就労支援事業による一般就労への移行者 平成25年度 1,745人</p>	<p>○第3期障害福祉計画(平成24年度～平成26年度)に基づき、引き続き取り組む。</p> <p>○第3期障害福祉計画(平成24年度～平成26年度)に基づき、引き続き取り組む。</p> <p>○第3期障害福祉計画(平成24年度～平成26年度)に基づき、引き続き取り組む。</p>
第6節 障害者施策 2 重症心身障害児(者)施策の推進	<p>○重症心身障害児(者)の在宅での療育体制の充実を図る。</p> <p>○高い医療ニーズに対応できるよう、都立重症心身障害児施設の改築等に向けた取組を着実に進めていく。</p>	<p>○在宅重症心身障害児(者)の療育体制の充実 ・在宅療育支援体制や通所施設等の整備を促進</p> <p>○重症心身障害児(者)施設の改築等 ・府中療育センターの改築</p>	<p>○重症心身障害児在宅療育支援事業 平成25年度【速報値】 ・在宅重症心身障害児(者)訪問事業 訪問看護 延 11,400件、訪問健康診査 18件 ・在宅療育相談事業 在宅療育相談 延 1,709件 ・訪問看護師等育成研修事業 基礎編 延 173人、 レベルアップ編 延 195人、 在宅移行編 59人、訪問実習 42人 ・在宅療育支援地域連携事業 地域連携会議 12回</p> <p>○重症心身障害児(者)通所事業所の整備 平成25年度末現在 38事業所 定員547人 ※「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」 平成25年度未定員増数【速報値】 [平成24年度からの累計] 74人</p> <p>○超重症児者等受入促進員の配置 通所受入促進員 6施設 延 15,824人 短期入所受入促進員 5施設 延 7,917人</p> <p>・平成31年度竣工に向けて、基本設計に着手した。</p>	<p>○引き続き、重症心身障害児(者)の在宅での療育体制の充実を図っていく。</p> <p>・平成26年度中に実施設計に着手するなど、平成31年度の竣工に向けて具体的な準備を進めていく。</p>

(第2章 保健・医療・福祉の提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第7節 歯科保健医療	<p>○「東京都歯科保健目標 いい歯東京」の達成に向けた取組を進める。</p> <p>○「かかりつけ歯科医」の定着・促進を推進するとともに、歯科医師会と協力して区市町村の歯科医療連携を支援していく。</p> <p>○在宅療養に対応するため、医科歯科連携を推進する。</p>	<p>○生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの達成</p> <p>○かかりつけ歯科医機能の推進</p> <p>○在宅療養の積極的な推進</p>	<p>○8020運動推進特別事業の推進 ・食育支援講習会の実施(平成23年度開始)</p> <p>○8020運動推進特別事業の推進 ・在宅歯科医療研修会の実施(平成22年度開始) ○在宅歯科診療設備整備事業の実施(平成21年度開始) ○在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業の実施(平成25年度開始)</p> <p>○摂食・嚥下機能支援推進事業の実施(平成22年度開始)</p>	<p>○「いい歯東京」の達成度調査の実施 達成度調査を実施し、達成度の評価、次期改定の基礎資料とする。 ○8020運動推進特別事業の推進 ・食育支援講習会の継続実施</p> <p>○8020運動推進特別事業の推進 ・在宅歯科医療研修会の継続実施 ○在宅歯科診療設備整備事業の継続実施 ○在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業の継続実施</p> <p>○摂食・嚥下機能支援推進事業の継続実施</p>
<p>第8節 難病患者等支援及び血液・臓器移植対策</p> <p>1 難病患者支援・原爆被爆者援護対策</p>	<p>○難病患者の負担軽減と治療研究の推進を図るため、医療費助成を継続する。</p> <p>○在宅難病患者の地域における生活を支えるため、保健・医療・福祉の連携と充実を図る。</p> <p>○原爆被爆者の健康保持と福祉の向上のため、総合的な援護対策を行う。</p>	<p>○医療費助成制度の充実</p> <p>○在宅療養支援体制の充実</p>	<p>○一斉更新時の認定手続が円滑に進むようコールセンターを設置するなど、患者からの問合せへの対応を強化</p> <p>○在宅療養支援体制の充実 国の難病対策の改革の動向を踏まえ、現行事業の課題整理等を行った。 病床利用がほぼ満床になっていた在宅難病患者の一時入院病床の充実を図るため2床の増床を行った。</p> <p>○介護保険利用等助成事業に係る事務連絡を介護サービス事業者宛てに送付し、助成制度の趣旨を周知徹底することで被爆者援護施策の普及啓発を行った。</p> <p>○被爆者の子に対する医療費助成制度における認定期間を1年から2年に延長し、被爆者の子の健康保持と生活上の不安解消を図った。</p>	<p>○難病患者に対する医療費助成制度の法制化及び対象疾患の拡大に伴い、認定手続が円滑に進むよう審査体制を見直す</p> <p>○平成26年5月に成立した難病の患者に対する医療等に関する法律や今後示される政省令等の内容を踏まえ、在宅療養体制の充実のための施策を検討する。</p> <p>○「原爆症認定審査基準」の改定内容を踏まえて、認定申請予定者に適切な案内を行うとともに、厚生労働省に対し、当該認定に係る資料進達を迅速かつ着実にを行う。</p>

(第2章 保健・医療・福祉の提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
2 ウイルス肝炎対策	<p>○潜在する感染者を早期発見し、適切な治療に結びつけることで、肝がんの発生防止を目指す。</p> <p>○肝炎ウイルス検査の実施体制及び医療体制の整備、医療費の助成など総合的なウイルス肝炎対策を実施していく。</p>	<p>○肝炎ウイルス検査の実施体制の整備</p> <p>○肝炎診療ネットワークの充実</p> <p>○医療費助成の実施</p> <p>○肝炎患者等に対する支援や情報提供の充実</p>	<p>○医療保健政策区市町村包括補助事業の「肝炎ウイルス検査受診勧奨等事業」を活用し、区市町村の住民に対する知識の普及啓発や未受検者への受検勧奨の取組を支援するとともに、都民に向けたリーフレットを作成し普及啓発を行った。</p> <p>○肝炎診療ネットワークの充実 ・かかりつけ医のためのウイルス性肝炎診療連携の手引きの作成 ・肝疾患診療連携拠点病院による医療従事者研修会の実施(年6回) ・拠点病院等連絡協議会の実施(年1回)</p> <p>○医療費助成の実施 ・医療費助成を着実に実施するほか、新しく承認された治療法にも対応</p> <p>○肝炎患者等に対する支援や情報提供の充実 ・肝疾患相談センターにおいて、患者や家族等に対する相談支援を実施(2箇所) ・肝疾患診療連携拠点病院による患者講演会の実施(年2回) ・患者サロンの実施(年12回) ・肝炎健康管理手帳の作成 ・職域向け研修会の実施(年2回)</p>	<p>○区市町村への支援、都民への普及啓発を引き続き行うとともに、新規事業の「肝炎ウイルス検査受検勧奨等事業」により、職域に向けた普及啓発を行う。【一部新規】</p> <p>○肝疾患診療連携拠点病院による医療従事者研修の実施</p> <p>○拠点病院連絡協議会の実施</p> <p>○医療費助成を着実に実施するほか、新しく承認予定の治療法に対応</p> <p>○肝疾患相談センターにおいて、患者や家族等に対する相談支援を実施</p> <p>○肝疾患診療連携拠点病院による患者講演会の実施</p> <p>○患者サロンの実施</p> <p>○肝炎健康管理手帳の作成</p> <p>○職域向け研修会の実施及び肝疾患職域コーディネーターの養成(一部新規)</p>
3 血液の確保・血液製剤の適正使用対策・臓器移植対策	<p>○必要な血液を確保するため、献血に関する普及啓発を図る。</p> <p>○医療機関における血液製剤の適正使用を推進するとともに安全対策の充実を図る。</p> <p>○臓器移植医療に関する都民の理解を深めるため、情報提供や普及啓発に努める。</p> <p>○骨髄ドナー登録を推進するため、骨髄移植及び末梢血幹細胞移植に関する知識を都民に周知する。</p>	<p>○献血キャンペーンや献血セミナーの実施等による普及啓発</p> <p>○臓器提供意思表示カードの普及</p> <p>○骨髄移植等に関するドナー登録の推進</p>	<p>○献血者が減少する時期(夏季、冬季及び春季)に、広報等を実施し、普及啓発及び血液の確保を図った。</p> <p>○10月に輸血療法研究会の実施、9月～12月に適正使用アドバイス事業を実施(13医療機関)により、医療機関の適正使用の推進、安全対策の充実を図った。</p> <p>○10月の臓器移植推進月間を中心に「臓器提供意思表示カード」の配布等を行い、臓器移植に関する情報を広く都民に周知し、移植医療の推進を図った。</p> <p>○コーディネーター2名を継続配置。</p> <p>○10月の骨髄バンク推進月間において、都内5保健所での骨髄ドナー登録受付を実施し、登録者の確保を図った。</p> <p>○輸血療法委員会の設置状況 平成24年末現在209医療機関(100床以上)中、201医療機関に設置(設置率96.2%)</p>	<p>○献血キャンペーン期間における、より効果的な広報、普及啓発策等の検討、実施</p> <p>○医療、現場のニーズを踏まえ、適切なテーマの設定による輸血療法研究会の実施、適正使用アドバイス事業の内容の充実</p> <p>○臓器移植推進月間等における、広報、普及啓発等の実施</p> <p>○骨髄バンク推進月間等における、広報、普及啓発策実施</p>

(第3章 健康危機管理体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第1節 健康危機管理の推進	<p>○新型インフルエンザなど新興感染症の脅威や、青少年を中心とした違法(脱法)ドラッグの乱用、食の安全の脅威をはじめとする様々な健康危機から都民を守るため、機能強化した健康安全研究センターを技術的拠点として、地域における健康危機管理の拠点である保健所と連携しながら、健康危機管理の更なる推進を図る。</p>	<p>○健康安全研究センターによる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機発生時における実地疫学調査チームの現地派遣とWeb会議の活用 ・放射性物質の測定結果など適切な情報提供 ・専門職研修の充実 	<p>○健康安全研究センターを核とした取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団感染発生時などに保健所からの要請に応じて実地疫学調査チームを派遣して対応を支援 ・Web会議について保健所への導入を推進 ・放射性物質の測定結果を、健康安全研究センターのホームページにおいて日英2か国語で情報提供 ・健康安全分野に携わる専門職種に対する研修の見直し 	<p>○健康安全研究センターを核とした取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康危機に備え、実地疫学調査チームによる相談対応やWeb会議の活用などを平時から推進 ・健康危機に関する情報をホームページなどを通じて適宜適切に発信 ・研修の充実など、専門職の人材育成推進
第2節 感染症対策	<p>○新型インフルエンザをはじめとする振興・再興感染症の流行に備え、地域医療体制を強化する。</p> <p>○「東京都感染症予防計画」に基づき、食品や動物など様々な分野・機関との連携を強化した取組を進める。</p>	<p>○新型インフルエンザに対応する保健医療体制の強化と医療資器材等の備蓄</p> <p>○感染症の流行状況・予防対策等の情報提供の充実(発生动向調査、感染症健康危機管理情報ネットワークシステム)</p>	<p>○新型インフルエンザ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症診療協力医療機関を82か所指定 ・感染症入院医療機関を197か所登録 ・東京都感染症医療体制協議会を開催(年1回) ・BCP作成に向けた研修会の実施 ・都民向け普及啓発の実施 <p>(25年度:ポスター(日本語版・英語版) 3万部 都内主要駅ほか、医療機関など都内約2,100か所にて掲示。多言語パンフレット 4万部 日本語教育機関、外国人支援団体など都内532か所に配布)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抗インフルエンザウイルス薬(タミフル、リレンザ)を都民の60%相当分備蓄済 ・个人防护具をはじめ、必要な医療資器材を備蓄済 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法を踏まえ、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」策定(平成25年11月) <p>○感染症発生动向調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータを用いたオンライン報告の確認による流行状況の監視 ・病原体定点医療機関からの検体搬入、集団感染発生時の検体確保及び菌株の確保により、流行株等の早期把握を実施 ・感染症週報を発行し、都内の感染症発生情報の分析結果を、都民や医療関係者等へ提供・公開 <p>○感染症健康危機管理情報ネットワークシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインシステムにて健康安全研究センターへの検査依頼及び結果通知等の迅速な検査対応を実施(関係保健所への情報提供含む。) ・大きな流行が見られる疾患や注意が必要な疾患についてまとめた感染症通信を発行し、各保健所への情報提供 ・流行中の疾患について流行状況一覧を作成・公開 ・集団感染等の発生が見られた保健所の協力の下、流行状況・対応経過について、各保健所への情報提供を実施 	<p>○新型インフルエンザ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都感染症医療体制協議会及びブロック協議会の協議を踏まえ、地域保健医療体制を整備・強化 ・感染症診療協力医療機関、感染症入院医療機関に対するBCP研修・訓練等の支援 ・抗インフルエンザウイルス薬や个人防护具等の医療資器材を引き続き備蓄 ・「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」策定を踏まえ、保健医療体制ガイドライン(平成23年4月)を改定 <p>○感染症発生动向調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流行状況を常時監視するとともに、患者からの検体等の確保による流行株等の早期把握に努め、有効かつ適切な予防対策を行う。 ・引き続き、感染症週報や感染症情報センターホームページにおいて、感染症発生情報を公表し、感染症予防とまん延防止対策を進める。 <p>○感染症健康危機管理情報ネットワークシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、適切な運用に努めるとともに、得られた情報を随時ネットワークシステム上に掲載し、感染症に係る情報収集・分析機能の強化を図る。

(第3章 健康危機管理体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第2節 感染症対策	<p>○世界的な規模で発生が懸念される感染症に、アジア大都市及び国内の関係機関との連携により対応していく。</p> <p>○全国平均に比べ、罹患率が高い東京の結核の克服に向けて、対策を一層強化する。</p> <p>○若者、働く世代に感染者が多いHIV/エイズ・性感染症対策について、保健所をはじめ、学校関係者や民間団体等、地域と連携した体制づくりを進める。</p>	<p>○アジア感染症対策プロジェクトにおける人材育成、共同調査研究の実施</p> <p>○「東京都結核予防推進プラン」に基づく結核対策の強化</p> <p>○利用しやすいHIV検査体制の整備とHIV陽性者の様々な医療ニーズに対応する診療体制の整備</p>	<p>○アジア感染症対策プロジェクト ・新型インフルエンザ共同調査研究(平成24～26年度予定)として、ジャカルタ及びマニラにおいてサーベイランスを実施。新型インフルエンザの発生情報等を各参加都市で共有する仕組みを構築 ・バンコクのマヒドン大学熱帯医学部に都内医療機関、保健所の医師、看護師、保健師6名を派遣(アジア大都市感染症対策海外派遣研修→都内の感染症対策従事者の人材育成)</p> <p>○結核対策 ・保育施設・幼稚園及び学習塾等を対象とした結核対策の手引作成 ・地域連携パスノートを都内全域に順次拡大 ・ノート外国語版の作成(8か国語)</p> <p>○エイズ対策 ・今後の取組目標とその具体的な方策を示した、「エイズ対策の新たな展開」を平成21年5月に策定 ・エイズ啓発拠点事業の実施(東京都エイズ啓発拠点「ふぉー・てぃー」の運営、渋谷区、豊島区等の繁華街における若者向け啓発イベントの実施) ・多摩地域で土曜日に迅速検査を実施(80人/日) ・エイズ診療拠点病院等による診療体制及びHIV陽性者に対する療養支援体制の整備</p>	<p>○アジア感染症対策プロジェクト ・平成26年度には、新型インフルエンザ共同調査研究の最終報告書をまとめるとともに、各都市の感染症現状調査を実施し、その結果を踏まえ、次期テーマであるHIV/AIDSに係る共同調査研究の内容を検討・決定する。 ・海外派遣は引き続き、マヒドン大学熱帯医学部に都内医療機関及び保健所職員等を派遣</p> <p>○結核対策 「東京都結核予防推進プラン」に基づく結核対策の実施 ・医療機関・施設向け結核対策の手引き作成 ・地域連携パスノートを活用したDOTSの推進</p> <p>○エイズ対策 ・「エイズ対策の新たな展開」に基づく施策展開 ・エイズ啓発拠点事業の実施 ・性感染症を含めたHIV検査・相談の実施 ・診療体制と療養支援体制の整備に向けた検討を行い、必要に応じて国の提案要求等を実施</p>

(第3章 健康危機管理体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第3節 医薬品等の安全確保	<p>○医薬品や医療機器等の製造業者・製造販売業者が、適切な品質・製造管理、安全情報管理するよう指導・支援し、医薬品等の安全確保を図る。</p> <p>○医薬品・医療機器に関する安全情報や薬局の機能情報を都民へ分かりやすく提供する環境を整備し、医薬品等の安全かつ適正な使用を確保する。</p> <p>○「東京都薬物の濫用防止に関する条例」に基づき、薬物乱用対策を拡充し、都民が安全かつ安心して暮らすことができる社会の実現を図る。</p>	<p>○監視指導の国際的標準化に対応した内部監査システムの適切な運用と監視指導の質の向上</p> <p>○薬局機能情報提供システムの適切な運用と消費者への安全確保、適正使用の推進</p> <p>○実態把握・指導取締・普及啓発の充実強化による薬物乱用防止対策の推進</p> <p>○違法(脱法)ドラッグ対策の充実を図り、市場から未規制薬物を迅速に排除</p>	<p>○調査員等教育訓練計画に従い、4月に新任・復帰研修、7月と9月に継続研修を実施し、調査員の資質及び監視指導の質の向上を図った。マネジメントレビューや自己点検の結果を踏まえて、東京都GMP/QMS調査手順書の改定に着手した。</p> <p>○薬局機能情報提供システム“薬局いんふお”等により、薬局の情報を都民へ提供。</p> <p>○キーワード連動広告・警告表示等のITツールを活用した情報提供や注意喚起を行うなど、若い世代の目に止まる方法での効果的な啓発を行った。</p> <p>○未規制薬物(13成分)について、東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づき、知事指定薬物に指定するとともに国等に情報提供し、広域的な規制に繋げた。</p>	<p>○PIC/Sへの加盟承認決定を踏まえ、平成26年6月末までに東京都GMP/QMS調査手順書を改定。7月から、関東甲信越ブロック10都県の合同模擬査察研修、国主催合同模擬査察等への参加により、調査員の資質向上を図る。これらを通じて、監視指導の国際的標準に対応した品質管理システムの構築と適正な運用を図る。</p> <p>○平成26年9月から、都の医療機関検索システム“ひまわり”のトップページに“薬局いんふお”を統合し、薬局についても検索できるようにシステム改修、都民・関係機関の利便性を向上させる。</p> <p>○一般用医薬品インターネット販売の解禁に伴い、特定販売(インターネット販売等)の届出受付、監視指導を行うとともに、事業者・都民に対し制度の周知を図る。</p> <p>○大学生等を対象とした動画作成の公募、自動車教習所ビジョンでの動画放映等により、若い世代の目に止まる方法での効果的な啓発の充実を行う。</p> <p>○海外での流通動向及びインターネット上のビッグデータ情報を解析することにより、迅速かつ効率的に流通実態を把握して、流行製品などの試買調査・監視指導をする。また、試買等で発見した未規制薬物については、東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づき、知事指定薬物に迅速に指定する。</p>

(第3章 健康危機管理体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第4節 食品の安全確保	<p>○「東京都食品安全推進計画」に基づき、食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>○大規模な食中毒の発生時又は食品による重大な健康被害等の緊急時において、的確な被害の拡大防止、再発防止を図る。</p> <p>○事業者のコンプライアンス意識の向上や自主的な衛生管理の取組を推進するため、都独自に制定した「食品衛生自主管理認証制度」の普及を図る。</p> <p>○食品の安全確保に向けた関係者の相互理解と協力を進めるため、食に関するリスクコミュニケーションを充実させる。</p>	<p>○食品安全推進計画(5か年計画:平成22年度～平成26年度)の推進と検証 ・平成24年度(計画の中間年度):食品安全推進計画の進捗状況を都民に公表 ・平成25年度～平成26年度:今期計画の検証と次期計画策定</p> <p>○大規模食中毒対策 ・都区市職員への対応訓練の実施、普及啓発資料の作成、近隣自治体及び庁内連携の推進</p> <p>○食品衛生自主管理認証制度の普及 ・セミナーの開催、衛生管理マニュアル作成例の提示による中小規模事業者への取組支援</p> <p>○リスクコミュニケーションの推進 ・食の安全都民フォーラムの開催、公募都民による「食の安全調査隊」活動</p>	<p>○食品安全推進計画 ・計画(22年度～26年度)の推進 ・計画の進捗よく状況(22年度～25年度)を東京都食品安全審議会に報告 [施策の方向性] 1 事業者のコンプライアンス意識向上、自主管理向上施策の充実 2 健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実 3 食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実 ・平成26年2月、東京都食品安全審議会に計画の改定について諮問</p> <p>○大規模食中毒対策 ・大規模食中毒発生時に速やかに対応できるよう、都区市職員が参加し、Web会議等を活用した訓練を実施 ・首都圏食品衛生担当課長食中毒防止連絡会を開催し、近隣自治体と情報交換</p> <p>○食品衛生自主管理認証制度の普及 ・制度説明会の開催、各種イベント出展、業界団体等が主催する講習会で制度の普及を実施 ・マニュアル作成セミナーの開催、衛生管理マニュアル作成例の都ホームページ掲載及び認証取得施設の見学会を開催し、中小規模事業者への取組を支援 ・本部認証^{※1}及び特別認証^{※2}の創設による認証制度の運用の促進 ※1:チェーン店全体の衛生管理システムについて認証 ※2:国際規格等の認証書を提出することで認証</p> <p>○リスクコミュニケーションの推進 ・食の安全都民フォーラムの開催(平成15年度から毎年度2回開催。平成25年度は6月及び2月開催) ・食の安全調査隊活動の実施(平成19年度から毎年度5回から6回開催。平成25年度9月から2月まで全5回開催)</p>	<p>○食品安全推進計画 ・計画(22年度～26年度)の推進 ・東京都食品安全審議会における審議を踏まえ、計画を改定(26年度)</p> <p>○大規模食中毒対策 ・大規模食中毒の発生を想定し、調査手順の確認、疫学情報の解析、対応方法の検討等、実践に即した訓練を実施 ・首都圏食品衛生担当課長食中毒防止連絡会等を通じて、近隣自治体との連携体制を充実</p> <p>○食品衛生自主管理認証制度の普及 ・認証取得に向けた自主的な衛生管理を行う食品事業者を把握し、衛生水準の段階的な向上を支援する制度(段階的評価制度)を運用【新規】 ・認証取得施設の食品衛生の自主管理レベルの維持向上を支援するための個別指導を実施【新規】 ・制度の円滑な運用及びさらなる普及に向けた活動</p> <p>○リスクコミュニケーションの推進 ・食の安全都民フォーラムの開催(平成26年度は9月及び2月の2回開催予定) ・食の安全調査隊活動の実施(平成26年度は9月から2月まで全5回開催予定)</p>

(第3章 健康危機管理体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第5節 アレルギー疾患対策	<p>○アレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発、保育所や学校等における発症時対応の仕組みづくり及び医師等への診療ガイドラインの普及など、アレルギー疾患対策を推進していく。</p> <p>○花粉症の新規発症予防や症状軽減に役立てるための花粉飛散情報提供や治療方法の普及など、花粉症の予防・治療対策を、引き続き総合的に推進する。</p>	<p>○保育所、学校等の関係者向けのアレルギー対応研修の実施(都内保育所等における研修参加施設数の増加)</p> <p>○医師・看護師等に対するアレルギー診療ガイドライン等の普及(医師会と連携した医師向け講習会の開催)</p> <p>○花粉症の治療に関する情報提供(「花粉症一口メモ」の配布)</p> <p>○花粉自動測定・予報システムの運用(「とうきょう花粉ネット」によるインターネット等での情報提供)</p>	<p>○保育所等関係者向け研修の実施及び患者・保護者向け講演会の開催</p> <p>・保育所等職員に対して、「ぜん息」「食物アレルギー」「アトピー性皮膚炎」等テーマ別に「アレルギー相談実務研修(子供)」を実施</p> <p>・訪問看護ステーションや企業健康管理室職員向けに「成人ぜん息」等をテーマにした「アレルギー相談実務研修(成人)」を実施</p> <p>・患者・保護者を対象にした子供のアレルギー講演会、成人ぜん息講演会を開催</p> <p>○食物アレルギーの緊急時対応</p> <p>・アレルギー疾患対策検討委員会において、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を作成し、学童保育や小規模を含む都内全保育施設職員に配布</p> <p>・上記マニュアルや緊急時を想定したシミュレーションシナリオ、アドレナリン自己注射薬練習キット(エビイベントレーター)を使用した実習等を取り入れた「ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修」を実施</p> <p>○医師向けアレルギー講習会の実施</p> <p>・医師や医療関係者を対象としたアレルギー講習会を通して、診療ガイドラインの普及等を行った。</p> <p>○花粉症の予防治療等に関する情報提供</p> <p>・花粉症予防治療シンポジウムの開催、「花粉症一口メモ」を発行・配布</p> <p>○花粉自動測定・予報システムの運用(「とうきょう花粉ネット」によるインターネット等での情報提供)</p> <p>・スギ・ヒノキを分けて1時間ごとの測定結果や予測等の情報提供を行っている「とうきょう花粉ネット」を運用し、情報発信</p>	<p>○保育所等関係者向け研修の実施及び患者・保護者向け講演会の開催</p> <p>・引き続き、研修及び講演会を開催</p> <p>○食物アレルギーの緊急時対応</p> <p>・「ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修」については、研修の実施回数・定員を増加し、平成25年度から4か年かけて都内すべての保育施設が受講できるよう実施</p> <p>○都内乳幼児のアレルギー疾患に関する調査の実施(平成26年度)</p> <p>・5年前に実施した「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査」と「施設調査」を実施する。</p> <p>・施設調査は、都内の全保育施設に対象を拡大</p> <p>○アレルギー疾患対策基本法案への対応</p> <p>・法第11条に定める基本指針の策定動向を注視し、法第13条に基づく推進計画を策定する。</p> <p>○平成26年度も継続して実施</p> <p>○花粉症の予防治療等に関する情報提供</p> <p>・舌下免疫療法の実用化等を花粉症予防治療シンポジウムや「花粉症一口メモ」にて普及啓発</p> <p>○平成26年度も継続して実施</p>

(第3章 健康危機管理体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第6節 環境保健対策	<p>○ダイオキシン類等の化学物質について食事由来の曝露量推計調査を実施し、食品中の含有量や都民の摂取状況等の情報提供を行っていく。</p> <p>○「住まいの健康配慮ガイドライン」や「化学物質の子供ガイドライン(室内空気編)」等を活用し、化学物質の影響を受けやすい子供の対策を重点としたシックハウス対策を推進するなど、安全な室内環境を確保するための啓発や情報提供等の取組を進める。</p> <p>○大気汚染物質の健康影響を解明するために、必要に応じて調査研究を実施していく。</p> <p>○環境中の放射線量等についてモニタリングを実施し、適切な情報提供を行っていく。</p>	<p>○食事由来の化学物質曝露量推計調査の実施(平成24年度から放射性物質を調査項目に追加)</p> <p>○「化学物質の子供ガイドライン(室内空気編)」等の普及啓発</p> <p>○保健所における化学物質等に関する相談・指導</p> <p>○大気汚染物質による健康影響に係る調査研究</p> <p>○放射性物質の測定と公表及び放射能に関する都民への適切な情報提供</p>	<p>○食事由来の化学物質ばく露量推計調査の実施 ・トータルダイエット方式により、ダイオキシン類、残留農薬、重金属等の一日摂取量を調査し、その結果を公表 ・平成24年度から、放射性物質を調査項目に追加して実施</p> <p>○室内化学物質対策の普及啓発 ・保育所、児童館等の関係者を対象に講演会を実施し、化学物質対策の重要性を周知 ・保育所、図書館における室内空気中の総揮発性有機化合物(TVOC)等の調査研究(平成22～24年度)の結果をとりまとめ、平成25年度の化学物質保健対策分科会にて報告 ・TVOC等の調査結果を基に作成した「施設で決める換気のルール」のパンフレットを、平成25年度にペビーホテル、事業所内保育施設、児童福祉施設等に配布</p> <p>○保健所における相談・助言 ・都民からの相談に対し、情報提供、訪問相談、環境測定等を実施</p> <p>○大気汚染物質による健康影響に係る調査研究 ・実験動物・培養細胞を用いて、大気中に存在する有機酸類の健康影響について調査研究を実施</p> <p>○放射性物質の測定と公表及び放射能に関する都民への適切な情報提供 ・空間放射線量を常時測定し公表。水や食品の放射性物質の測定機器を整備し、運用 ・希望する区市町村に測定器の貸与 ・都民フォーラムやホームページにて適切に情報提供</p>	<p>○食事由来の化学物質ばく露量推計調査の実施 ・これまでの調査項目について定期的に継続して調査を実施(ダイオキシン類と残留農薬の調査を交互に隔年) ・過去からこれまでの調査結果のまとめを実施(平成27年度予定)</p> <p>○室内の化学物質対策の普及啓発 ・引き続き、子供利用施設等に対し、「化学物質の子供ガイドライン(室内空気編)」等に基づく室内化学物質による健康被害の未然防止に取り組む ・新たに室内濃度指針値が策定された化学物質については、実態調査を実施し、結果を都民及び関係部署等に情報提供</p> <p>○保健所における相談・助言 ・都民からの相談に対し、適切な情報提供や、相談・助言等を実施</p> <p>○大気汚染物質による健康影響に係る調査研究 ・大気中の有機酸類に関する健康影響について調査研究を行い、27年度に総括</p> <p>○放射性物質の測定と公表及び放射能に関する都民への適切な情報提供 ・大気中の空間放射線量や食品中の放射性物質の検査を引き続き実施 ・積極的な情報提供(都民フォーラムの開催、測定・検査結果のホームページでの公表等)を実施</p>

(第3章 健康危機管理体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第7節 生活衛生対策	<p>○理・美容所、クリーニング所など環境衛生関係施設の自主管理を推進する。</p> <p>○公衆浴場、社会福祉施設などでのレジオネラ症の予防、プールでの事故・感染症の発生防止対策の徹底を図る。</p> <p>○飲用水の安全性を確保するための対策や指導を充実、強化する。</p> <p>○多数の都民が利用する特定建築物に対する監視指導等を充実させ、健康を支える快適な室内環境の確保を図る。</p>	<p>○維持管理規定と発生時対応の強化による公衆浴場等へのレジオネラ症防止対策の徹底</p> <p>○「東京都水道水質管理計画」、「飲料水健康危機管理実施要領」に基づく飲用水の安全確保</p> <p>○簡易水道事業等補助事業の実施(平成24年度8町村15事業で実施 ⇒ 平成25年度 9町村17事業を対象に実施)</p>	<p>○公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検出時の指導等に関する要綱及び、レジオネラ症患者発生時における施設調査マニュアルを策定。また、公衆浴場等営業者向けの自主管理マニュアルを作成。</p> <p>○「東京都水道水質管理計画」等に基づく水質検査の実施 平成25年度1,469件、水道法登録水質検査機関等対象の外部精度管理事業の実施(9月～3月)及び特定小規模貯水槽水道等などの監視・指導 91.5%実施</p> <p>○簡易水道事業等補助事業の実施 平成23年度 8町村16事業 平成24年度 8町村16事業 平成25年度 9町村22事業</p> <p>○特定建築物の所有者等に対する講習会の実施及び立入検査にあたっての特定建築物立入検査票判定要領を改定した。</p>	<p>○要綱や調査マニュアルに基づくレジオネラ症の予防・感染防止の徹底。監視等における自主管理マニュアルの普及による営業者等の意識向上の支援。高齢者福祉施設の自主管理支援。</p> <p>○「東京都水道水質管理計画」等に基づく水質検査の実施 平成26年度2,200件(予定)、水道法登録水質検査機関等対象の外部精度管理事業の実施(9月～3月)及び特定小規模貯水槽水道等などの監視・指導 100%実施(予定)</p> <p>○簡易水道事業等補助事業の実施 平成26年度 7町村18事業 (大島町災害復旧を含む。)</p> <p>○特定建築物の立入検査や講習会の実施を通じて、法令改正等の周知や適正な維持管理を推進</p>
第8節 動物愛護と管理	<p>○「東京都動物愛護管理推進計画」に基づき様々な取組を進める。</p> <p>○動物に関わるトラブルをなくし、動物が地域に受け入れられる社会づくりに向けて、飼い主や動物取扱業者の社会的責任を徹底していく。</p> <p>○都と区市町村が緊密に連携し、さらに、動物愛護推進員や動物愛護団体との協働を促進して地域の実情に応じた多様な取組を進める。</p> <p>○感染リスクが増加している動物由来感染症への的確な対応や、災害発生を想定した対策を充実し、都民と動物の安全確保を図る。</p>	<p>○飼い主の社会的責任の徹底 ・区市町村と連携した犬の登録、狂犬病予防注射制度の周知徹底等</p> <p>○事業者の社会的責任の徹底 ・動物取扱業の種別拡大と規制強化に合わせた監視指導の充実強化等</p> <p>○地域の取組への支援 ・飼い主のいない猫対策支援事業、動物愛護推進員の人材情報提供事業の推進等</p> <p>○致死処分数減少への取組 ・譲渡事業の推進等致死処分数減少に向けた更なる取組の充実強化</p> <p>○都民と動物の安全確保 ・狂犬病発生時対策をはじめとした動物由来感染症対策、地域防災計画を踏まえた災害対策の充実強化等</p>	<p>○区市町村と検討会を開催、狂犬病予防に係るポスター、リーフレットを作成。また、区市町村等の窓口で業務を円滑かつ的確に行うためのFAQを作成</p> <p>○法改正による動物取扱業の種別拡大、規制強化についての事業者への周知のためのリーフレットの作成、配布。動物取扱責任者講習会での周知</p> <p>○地域における飼い主のいない猫対策の推進のため、医療保健政策区市町村包括補助事業による財政的支援。</p> <p>○リーフレット等を活用して適正・終生飼養の普及啓発や譲渡団体の協力強化による譲渡の拡大を推進により、さらに致死処分数を減少</p> <p>○(公社)東京都獣医師会と連携した動物病院での動物由来感染症モニタリングの実施と結果分析による情報のフィードバックによる衛生管理の徹底</p> <p>○都の防災計画を踏まえた区市町村の計画作成への支援。また、防災のパンフレットによる防災への準備や避難所でのマナー等について普及啓発</p>	<p>◆平成26年3月に動物愛護管理推進計画を改定し、新たな計画に基づき取組を推進</p> <p>○動物の適正飼養の徹底に向けて、区市町村、関係団体、動物愛護推進員等と連携し、終生飼養、適切な繁殖制限措置、所有明示(個体識別)を中心に普及啓発を推進</p> <p>○法改正による動物取扱業者の規制強化を踏まえた事業者評価制度の見直しを行い、監視指導を効果的・効率的に実施することにより、事業者の適正な動物管理を徹底</p> <p>○地域特性を踏まえた区市町村等の取組を支援するため、区市町村包括補助による、飼い主のいない猫対策、動物愛護推進員との連携、多頭飼育問題対策等への財政的支援や情報提供を実施</p> <p>○更なる致死処分数減少のため、譲渡団体登録基準の見直し等による登録の増加、譲渡会開催等の団体活動の支援等を実施</p> <p>○動物由来感染症に適切に対応するため、関係団体と協働した調査や対応マニュアルの見直し等を行う。</p> <p>○災害時に備えた動物救護のための関係団体との協定、飼い主への普及啓発等を区市町村と連携して推進</p>

(第4章 計画の推進体制)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第1節 行政の役割 2 東京都の保健所・研究機関の役割 (1)東京都保健所	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村、地域の関係機関・団体と重層的な連携体制を構築し、保健・医療・福祉の一体的、総合的な取組をより一層、強化・推進する。 ○企画・調整、健康情報センター機能等を活かし、市町村・地域への積極的な支援に努める。 ○健康危機管理体制の強化・充実に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健・医療・福祉施策を一体的・総合的に推進するための機能を強化 ○ソーシャルキャピタルを活用した健康づくり支援の推進 ○地域保健医療協議会による地域保健医療推進プランの改定及び進行管理 ○課題別地域保健医療推進プランの策定及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村、関係機関・団体との連携を強化し、保健・医療・福祉の一体的、総合的な取組を進めている。 ○ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの支援に関する取組を進めている。 ○地域保健医療協議会において地域保健医療推進プランの改定を実施した。 ○平成25年度の課題別地域保健医療推進プランを策定し、実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度と同様に取組を進めていく。 ○平成25年度と同様に取組を進めていく。 ○地域保健医療協議会において地域保健医療推進プランの進行管理を行う。 ○平成25年度と同様に取組を進めていく。
第1節 行政の役割 2 東京都の保健所・研究機関の役割 (1)公益財団法人東京都医学総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> ○これまで培ってきた研究成果とノウハウを結集させた研究所として、都民の抱える切実な医療課題に応じていくため、研究の着実な推進を図り、より高い研究成果を都民に還元する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○重要疾患の原因解明及び予防法・診断法・治療法の確立を目指したプロジェクト研究の推進 ○産学公の連携活動の積極的な取組による研究成果の社会還元及び人材育成 ○講演会やシンポジウム等の開催による研究成果の普及と発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・研究課題等を明確にし、外部委員による評価を受けながら26のプロジェクト研究を実施 ・都の重点施策に関する2課題「新型インフルエンザ対策に係る基礎研究」、「がん総合的高次研究」を特別研究として実施 ○産業界との連携活動やライセンス活動等により研究成果を社会還元するとともに、病院や大学院から、研修生等を受入・育成 ○一般都民向けの都民講座を年8回、研究者等を対象としたセミナーを年48回・国際シンポジウムを年4回開催する等、様々な普及活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○プロジェクト研究、特別研究等を継続して推進 ○研究成果の社会還元を目指して、様々な企業等との共同研究や都立病院等との連携研究を充実させるとともに研究成果の特許化等を推進 ○研究人材の育成や研究活動の活性化を図るため、病院・大学等の他機関からの人材受入を実施 ○研究成果等を広く都民等に普及するため、都民講座やシンポジウム等の充実に努める。
第2節 医療機関の役割 1 特定機能病院	<ul style="list-style-type: none"> ○高度医療を提供する特定機能病院について、特定機能病院相互や他の医療機関との連携を図るとともに、その医療機能に関して都民への情報提供に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定機能病院と他の医療機関との連携を図るとともに、特定機能病院相互の情報の共有化や都民に対する特定機能病院の医療機能に係る情報提供に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都ホームページに特定機能病院に関する情報を掲載 ○平成26年3月現在、16病院 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報提供を継続実施
2 地域医療支援病院	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機能の分担と連携による疾病・事業ごとの医療体制の構築や在宅療養の推進に向けて、今後も地域医療支援病院の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療支援病院の確保(島しょを除く全ての二次保健医療圏において確保) 	<ul style="list-style-type: none"> ○都ホームページに地域医療支援病院に関する情報を掲載 ○平成25年度の新規承認病院 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人三井記念病院 ・日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院 ・東京都立多摩総合医療センター ・府中恵仁会病院 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報提供を継続実施

(第4章 計画の推進体制)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第2節 医療機関の役割 3 都立病院	<p>○都立病院は、高水準で専門性の高い総合診療基盤に支えられた「行政的医療」を適正に都民に提供し、他の医療機関等との密接な連携を通じて、都における良質な医療サービスの確保を図ることを基本的役割として運営していく。</p> <p>○都立病院の再編整備により強化した医療機能を最大限活用し、医療の質の向上と地域の医療機関等とのネットワークを一層強化することにより、都民に対する総体としての医療サービスの向上を目指す。</p>	<p>○「東京ER(広尾・墨東・多摩総合・小児総合)」を機能強化し、救急医療体制を強化する。</p> <p>○墨東病院感染症対応病棟の整備により、感染症医療体制を強化</p> <p>○周産期医療、小児救急医療、小児精神医療などの対応力を強化</p> <p>○患者相談支援機能を強化し、地域の医療機関等との協働体制を推進</p> <p>○病院のライフライン強化やBCM(事業継続マネジメント)を推進し、災害医療体制を強化</p>	<p>○「東京ER」の機能強化 <広尾病院> ・ER初療室改修の検討 ・ハイブリッド手術室整備を検討 <墨東病院> ・救命救急センターの機能強化、救命救急特定集中治療病床の増床(6→12床)等を行った新棟を整備・運用(26年度) ・HCU(20床)、SCU(6床)等を備えた診療棟の改修工事実施(26年度) <多摩総合医療センター> ・CCUの機能強化等を検討 <小児総合医療センター> ・ER病棟(10床)を整備(26年度) ・PICUの機能強化等を検討</p> <p>○墨東病院感染症対応病棟の整備 ・平成25年度 新棟建築工事</p> <p>○周産期医療、小児救急医療、小児精神医療などの対応力強化 <周産期医療> ・「小児等在宅医療連携拠点事業」を受託(墨東病院、小児総合医療センター)(平成25年7月) <小児精神医療> ・「応急入院指定病院」指定(小児総合医療センター)(平成25年4月) <小児がん医療> ・「東京都小児がん診療連携推進事業」を受託(小児総合医療センター)(平成25年9月)</p> <p>○患者相談支援機能を強化 ・平成25年度 患者支援センターあり方検討</p> <p>○病院のライフライン強化やBCMの推進 ・平成25年4月 BCP(地震編)の修正・見直し ・平成25年11月 ガスコージェネレーションシステムの常用発電機を新設、運用開始(広尾病院) ・平成26年2月 衛生設備及び空調設備等ライフラインの改修工事着工(広尾病院) 非常用発電機・燃料タンクを増設(墨東病院) ・平成26年3月 ヘリサイン整備(広尾病院、駒込病院、多摩総合医療センター、小児総合医療センター)</p>	<p>○「東京ER」の機能強化 <広尾病院> ・ER初療室改修の検討 ・ハイブリッド手術室整備を検討 <墨東病院> ・救命救急センターの機能強化、救命救急特定集中治療病床の増床(6→12床)等を行った新棟を整備・運用(26年度) ・HCU(20床)、SCU(6床)等を備えた診療棟の改修工事実施(26年度) <多摩総合医療センター> ・CCUの機能強化等を検討 <小児総合医療センター> ・ER病棟(10床)を整備(26年度) ・PICUの機能強化等を検討</p> <p>○墨東病院感染症対応病棟の整備 ・平成26年4月 新棟竣工 ・平成26年8月 新棟運営開始 ・平成27年10月 新診療棟改修完了</p> <p>○周産期医療、小児救急医療、小児精神医療などの対応力強化 <周産期医療> ・「産婦人科地域医療連携システム(大塚モデル)」により地域医療機関との連携を強化する。(大塚病院) ・「小児等在宅医療連携拠点事業」を受託予定(大塚病院)(26年度) <小児救急医療> ・「東京ER(小児総合)」の機能強化(再掲) ・ER病棟(10床)を整備(26年度) ・PICUの機能強化等を検討 <小児精神医療> ・急性期患者の増加に対応するため、個室を4室増加(小児総合医療センター)(26年度)</p> <p>○患者相談支援機能を強化 ・多摩総合医療センターをモデルとした患者支援センター(仮称)の試行実施 ・他の病院における導入検討</p> <p>○病院のライフライン強化やBCMの推進 ・BCP(地震編)の継続的な見直しを中心としたBCMを推進 ・緊急避難着場(屋上へリポート)の災害時夜間運用環境整備に向けた検討(墨東病院、多摩総合医療センター) ・劣化が進んでいる衛生設備及び空調設備等ライフラインの維持更新(広尾病院) ・施設設備の老朽化が著しい大塚病院の大規模劣化改修(大塚病院) ・病院施設の劣化状況を踏まえた、計画的な施設改修</p>

(第4章 計画の推進体制)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第2節 医療機関の役割 4 公社病院	<p>○公社病院は、地域医療のシステム化を推進し、包括的・合理的な医療供給体制の確立を図るため、地域医療に対する調査・研究を行うとともに、住民が必要とする保健医療サービスの提供等を行い、住民の医療と福祉の向上に寄与することを目的として運営していく。</p> <p>○公社病院は、住民が地域の中で切れ目のない医療が受けられるよう、地域医療連携を一層推進しながら、特色のある医療を提供し、地域医療の確保に努めていく。</p>	<p>○各病院の地域における医療需要に的確に対応した医療を提供する</p> <p>○地域の医療資源を効率的に活用し、地域医療の質を向上させるため、地域医療のシステム化を更に推進する。</p>	<p>○平成25年度より、東部地域病院が、東京ルールに参画。</p> <p>○多摩南部地域病院、大久保病院、荏原病院について、東京都大腸がん診療連携協力病院に、豊島病院について、東京都胃がん診療連携協力病院に認定(25年4月)。</p> <p>○多摩南部地域病院において、休止していた病棟を緩和ケア病棟として開棟(25年7月16日、16床)</p> <p>○荏原病院において、精神身体合併症医療(Ⅲ型)の実施(25年2月)</p> <p>○荏原病院において、高次脳機能障害支援普及事業を開始(25年7月)</p> <p>○荏原病院において、認知症早期発見・早期診断推進事業を開始(25年8月)</p>	<p>○引き続き、地域医療のシステム化を推進するとともに、地域における医療ニーズを的確に把握しつつ、それぞれの病院が地域医療連携を柱として、がん医療や脳血管疾患医療等の重点医療に積極的に取り組む。</p> <p>○平成26年度より、多摩北部医療センター及び豊島病院が、高次脳機能障害支援普及事業を実施予定。</p>
第2節 医療機関の役割 5 公的医療機関	<p>○区市町村立病院をはじめとする公的医療機関は、医療連携体制の構築に際して中核的な病院としての役割を担うとともに、地域住民のニーズに応じた適切な医療サービスの提供が求められている。今後も病院整備や運営に取り組む区市町村等への支援を実施する。</p>	<p>○市町村公立病院整備事業費償還補助事業の実施 ・多摩及び島しょ地区における市町村公立病院の整備事業費の起債償還に対して助成</p> <p>○市町村公立病院運営事業補助事業の実施 ・多摩及び島しょ地区における市町村公立病院に対して、その運営に要する経費を補助</p>	<p>○市町村公立病院に対し、整備事業に係る償還補助や運営費補助を実施</p> <p>○公的医療機関における医学的リハビリテーション施設の施設・設備整備に係る補助を実施</p> <p>○「東京都地域医療支援ドクター」の実施により、市町村公立病院の医師確保を支援</p>	<p>○市町村公立病院に対し償還補助や運営費補助を行うことにより、多摩及び島しょ地区の医療機能を確保</p> <p>○公的医療機関に対し医学的リハビリテーションの施設・設備整備に係る補助を行うことにより、リハビリ提供体制を確保</p> <p>○「東京都地域医療支援ドクター」の実施により、市町村公立病院の医師確保を継続して支援</p>

(第4章 計画の推進体制)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第2節 医療機関の役割 6 民間病院	<p>○民間病院における医療療養病床について、東京都独自の整備費補助や経営面からの支援などを通じて必要数を確保する。</p> <p>○医療施設における患者の療養環境の改善や施設の安全管理を確保するため、民間医療機関が行う施設整備に対して必要な支援を行う。</p>	<p>○医療施設近代化施設整備費補助事業の実施 ・医療資源の効率的な再編や患者の療養環境の改善を図るため、施設整備費を補助</p> <p>○療養病床整備事業の実施 ・一般病床から医療療養病床への移行等の支援</p> <p>○療養病床転換促進事業の実施 ・一般病床から医療療養病床への移行等の経営面からの支援</p> <p>○医療機器管理室施設整備事業の実施 ・医療機器の適正な使用を推進するため医療機器管理室を整備</p> <p>○地球温暖化対策施設整備事業の実施</p>	<p>○医療施設近代化施設整備費補助事業により、改築等を行う医療機関を支援</p> <p>○療養病床の確保を図るため、一般病床等から医療療養病床に転換する医療機関や新たに療養病床を整備する医療機関を支援 補助実績 ・改修:2病院(302床) ・改築:4病院(104床) ・新築:4病院(368床)</p> <p>○医業経営コンサルティングの専門家に医療機関の一般病床等から療養病床への転換に係る支援業務を実施 実績:医業経営コンサルティングによる支援(11病院)</p> <p>○施設の安全管理の確保等を行う医療機関に対し、医療機器管理室施設整備事業等の施設整備の補助を実施</p>	<p>○医療施設近代化施設整備費補助事業、療養病床整備事業等の継続実施</p> <p>○一般病床等から療養病床への転換に係る支援を継続実施</p> <p>○医療療養病床への転換を決定している病院に対し、医業経営コンサルティングの専門家が具体的な転換策の提案等を行うことにより、医療療養病床への円滑で実効性のある転換が行えるよう支援【新規】</p>
第2節 医療機関の役割 7 一般診療所・歯科診療所	<p>○患者中心の医療サービスの実現には、住民と第一線で接する医師の役割は不可欠であり、その役割について医師会等と検討を進める。</p>	<p>○患者中心の医療を推進するためには、かかりつけ医、かかりつけ歯科医の役割がますます重要となることから、東京都医師会、東京都歯科医師会、区市町村等と連携し、施策を推進する。</p>	<p>○区市町村補助事業に加え、在宅療養推進区市町村支援事業を実施し、区市町村が医療機関等と協働で実施する新たな取組を実施</p>	<p>○かかりつけ医の役割について、東京都医師会、東京都歯科医師会、在宅療養を担う区市町村と連携して検討</p>
第2節 医療機関の役割 8 薬局	<p>○都民に良質な医療を提供できる体制の確保、居住における医療提供の推進において、薬局が必要な役割を果たすことができるよう、支援していく。</p>	<p>○かかりつけ薬局の育成、「おくすり手帳」の活用</p> <p>○ホームページを活用した薬局・医薬品情報の積極的な提供</p> <p>○事業継続計画(BCP)の整備による災害時医療提供体制の確保</p>	<p>○東京都薬剤師会と協力し、かかりつけ薬局育成のための講習会等を実施。 ○10月に開催する「薬と健康の週間」等のイベントを活用し、お薬手帳の普及啓発を実施。</p> <p>○薬局機能情報提供システム「薬局いんふお」等により、薬局の情報を都民へ提供。</p> <p>○薬局を対象とした災害対策講習会を開催。都内の薬局の約半数に該当する約3000件の薬局が参加。</p>	<p>○平成26年度も、かかりつけ薬局育成の講習会やお薬手帳の普及啓発活動を継続する。</p> <p>○平成26年9月から、都の医療機関検索システム「ひまわり」のトップページに「薬局いんふお」を統合し、薬局についても検索できるようにシステム改修、都民・関係機関の利便性を向上させる。</p> <p>○平成26年度も薬局を対象とした災害対策講習会を開催し、『災害時の薬剤師班活動マニュアル』を周知し、薬局薬剤師が災害時に役割を果たせるよう啓発する。 ○災害時に地域のリーダーとなる薬剤師向けの研修会を実施する。【新規】</p>

(第4章 計画の推進体制)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第3節 保険者の役割	<p>○保険者は40歳から74歳までの加入者に対し、特定健康診査・特定保健指導等の支援を行い、生活習慣病の予防に取り組む。</p> <p>○保険者は、都民が引き続き良質かつ適切な医療を受けられるよう、医療費の適正化に取り組む。</p>	<p>○保険者は、国が保険者種別ごとに掲げる目標値を踏まえ、第2期特定健康診査実施計画において、平成29年度時点の目標を設定</p>	<p>○ 特定健康診査等の実績(平成23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 全 国 44.7% 東京都 61.6% ・ 特定保健指導 全 国 15.0% 東京都 12.9% <p>○ 保険者が策定する第2期特定健康診査等実施計画において、平成29年度時点の目標を設定</p> <p>○ 保険者協議会において、特定保健指導プログラム研修、レセプト・健診等データ活用や特定保健指導利用率向上に関する事例集取りまとめ等の活動を実施</p> <p>○ 保険者におけるレセプト点検等の充実・強化</p> <p>○ 保険者において、後発医薬品希望カード等の配布、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額差額通知等の送付</p>	<p>○ 特定健康診査等実施計画に基づき、目標達成に向けて特定健康診査・特定保健指導を実施</p> <p>○ 各保険者においてデータヘルズ計画を策定し、レセプトや健診情報等のデータの分析に基づき、効率的・効果的な保健事業を実施</p> <p>○ 保険者協議会等の場を通じて情報交換や連携を進め、引き続き保健指導等の円滑な推進に取り組む。</p> <p>○ 引き続きレセプト点検等の充実・強化、後発医薬品の使用促進を図り、医療費の適正化に取り組む。</p>
第4節 都民の役割	<p>○利用者本位の保健医療の実現には、都民や患者1人ひとりが、保健医療サービスの単なる受け手ではなく、主役であるという自覚を持ち、保健や医療に対して主体的かつ積極的に関わることが必要である。</p> <p>○企業やNPO、患者中心の団体等は、行政や医療提供施設等と連携して、都民や患者を支える基盤となることが期待される。</p>	<p>○医療情報に関する都民の理解促進への取組</p> <p>○保健・医療・福祉に係る社会貢献活動や地域活動参加への普及・啓発</p>	<p>○「東京都医療機関案内サービス“ひまわり”」「東京都薬局機能情報提供システム“t-薬局いんふお”」「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」「東京都こども医療ガイド」で医療情報の提供を行った。</p> <p>○「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」は新たにスマートフォン版のサイトを開設し、Webサイト「東京都こども医療ガイド」はスマートフォンやタブレットで見やすいTOPページに改修するなど、利便性の向上を図った。</p> <p>○当課ホームページ「ときょう健康ステーション」を開設し、各主体が必要な情報を得やすいよう、各主体ごとに健康づくりの情報を検索できるものとした。</p> <p>○医療保険者に対して糖尿病予防等についてのパンフレット配布し、企業に対しては受動喫煙防止対策ハンドブック等を配布した。</p> <p>○健康づくりに携わる人材の育成に向け、健康づくり事業推進指導者養成研修を実施した。</p> <p>○都立駒込病院及び武蔵野赤十字病院の2か所で、がんの患者・家族が抱えている不安や悩みについて心のケアをするため、がんの経験者が親身になって受け止め、自らの体験を生かした相談を行っている(ピアサポート)。</p>	<p>○ “ひまわり”と“t-薬局いんふお”のTOPページの統合を行い、都民の利便性向上と活用を促す。</p> <p>○ 「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」「東京都こども医療ガイド」の内容更新と活用を促す。</p> <p>○相互理解のための対話促進支援事業や医療情報の理解促進のための人材養成研修等を通じて、都民の医療に関する理解と主体的な関わりを促す。</p> <p>○ホームページ、パンフレット等を活用し、引き続き健康づくりについて情報提供を行う。</p> <p>○健康づくり事業推進指導者研修を引き続き実施していく。</p> <p>○都立駒込病院及び武蔵野赤十字病院の2か所でピアサポート相談を実施するほか、がん患者支援団体の活動情報を収集し、東京都がんポータルサイトで紹介することにより、がん患者の療養生活の質の向上に役立てる。</p>

東京都地域医療再生計画(多摩地域)

事項名	東京都地域医療再生計画(多摩地域)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	目標	具体的な施策		
(1)小児医療	<p>○ 平成22年3月に、多摩地域の小児医療の中核的病院として、都立小児総合医療センターを開設し、小児の「ここから「からだ」に至る高度・専門的な医療を提供する。</p>	<p>○ 都立小児総合医療センター開設及び小児病院再編</p>	<p>・平成22年3月 小児総合医療センター開設</p> <p>・平成22年4月 多摩総合医療センター・小児総合医療センター「総合周産期母子医療センター」指定</p> <p>・平成22年8月 小児総合医療センター「こども救命センター」指定(平成22年9月 運用開始)</p> <p>・平成23年2月 多摩総合医療センター・小児総合医療センター「母体救命対応総合周産期母子医療センター(スーパー総合周産期センター)」指定</p> <p>・平成23年9月 小児総合医療センター 多摩小児医療ネットワーク事業システム運用開始</p> <p>・平成25年2月 小児総合医療センター「小児がん拠点病院」指定</p> <p>・平成25年4月 小児総合医療センター「応急入院指定病院」指定</p>	<p>・引き続き、多摩小児医療ネットワークシステムを活用するとともに、多摩地域の二次救急医療機関との連携協議会を開催する。</p>
	<p>○ 新たに整備する都立小児総合医療センターにおいて、救命処置が必要な緊急性のある小児救急患者を迅速に受け入れ、速やかに救命対応を行う「子ども救命センター(仮称)」を整備する。</p> <p>○ 小児の救命処置を行なえる小児科医等の養成を行う。</p> <p>○ 多摩の各地域における小児二次救急医療を担う病院に対する支援を行う。</p> <p>○ 多摩の各地域における小児二次救急医療を担う病院の小児医療を支えるため、大学に寄附講座を設置し、大学からの医師派遣を強化する。</p> <p>→ 現在多摩地域に15施設ある小児二次救急医療機関を20施設程度に増加させる。</p> <p>○ 都民(子供の親)を対象とした小児医療に関する講演会を開催する。</p>	<p>○ 子ども救命センター(仮称)の創設(多摩地域)</p> <p>○ 救急専門医等養成事業(小児)(拡充)(都全域)</p> <p>○ 休日・全夜間診療事業(小児)参画等支援事業(多摩地域)</p> <p>○ 小児救急医師確保緊急事業(多摩地域)</p> <p>○ 小児医療普及啓発事業(都全域)</p>	<p>○ 重篤な小児救急患者を必ず受け入れる「こども救命センター」を創設し、高度な三次救急医療体制を確保(平成22年8月27日指定、9月1日運用開始)(平成25年度 4病院、うち多摩地域1病院)</p> <p>○ 小児二次救急医療機関に勤務する医師等を対象に二次救命処置に係る技術等の向上を目的とした実技研修を実施(平成23年度239人、平成24年度254人、平成25年度230人)</p> <p>○ 休日全夜間診療事業(小児)への参画及び機能強化に必要な医師確保を図る医療機関を支援するため、医師確保経費を補助(平成23年度 10病院、うち多摩地域8病院)(平成24年度 8病院、うち多摩地域7病院)</p> <p>○ 大学医学部に「小児医療調査研究講座」を設置し、医療資源の少ない圏域の病院勤務を通じて、調査研究を行う医師を派遣(平成22年度8大学、23年度8大学、24年度8大学)</p>	<p>○ こども救命センターの運営による高度な三次救急医療体制を確保</p> <p>○ 小児二次救急医療機関に勤務する医師等を対象に二次救命処置に係る技術等の向上を目的とした実技研修の継続実施</p> <p>○ 休日・全夜間診療事業(小児)に参画する医療機関の支援</p> <p>○ 都民を対象とした小児医療普及啓発に関する講演会の実施</p>

東京都地域医療再生計画(多摩地域)

事項名	東京都地域医療再生計画(多摩地域)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	目標	具体的な施策		
(1)小児医療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子ども救命センター(仮称)」となる都立小児総合医療センターと地域の小児医療の中核を担う小児二次救急医療施設間において情報システムを活用したネットワークを構築し、二次・三次の施設間連携を推進する。 ○ 北多摩北部医療圏をモデルに地域の小児医療の中核を担う小児二次救急医療施設と地域の診療所との連携強化のための取組を行う。 ○ 小児医療体制の強化に向けた検討協議、一次から三次救急医療施設の小児医療ネットワークの構築を行う「小児救急医療対策協議会」を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小児医療ネットワークモデル事業(多摩地域)・多摩小児医療ネットワーク(二次～三次連携モデル事業) ・地域小児医療ネットワーク(一次～二次連携モデル事業) ○ 小児救急医療対策協議会(都全域) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遠隔画像診断や空床情報の共有化、地域の連携会議などを行う小児医療ネットワークモデル事業を開始(二次と三次の連携は、子ども救命センターである都立小児総合医療センターと二次医療機関である多摩北部医療センター間において実施。初期と二次の連携は、地区の幹事医師会である小平市医師会において実施) ○ 初期から三次までの医療機関連携など、小児医療体制の充実・強化を図るため、小児医療協議会を開催(平成23年7月、平成24年7月、平成25年9月) ○ 都民を対象にした小児普及啓発事業実施(平成24、25年度 東京メッセ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小児医療体制の充実・強化を図るため、小児医療協議会の開催を継続
(2)周産期医療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター(いわゆる「スーパー総合周産期センター」)を多摩地域において初めて整備する。 ○ 二次救急医療機関を「周産期連携病院」に指定し、医療体制や施設面の充実を図ることにより、周産期母子医療センターでの重症患者の受け入れを支援する。 ○ 多摩地域全域を対象にした周産期医療ネットワークグループと、6つのサブグループを整備し、一次、二次、三次医療機関の機能連携を図るとともに、妊産婦のリスクに応じた役割分担を行う。 ○ 都内全域においてNICU等の整備促進を強化する。東京都周産期医療協議会で検討の上、周産期医療整備計画を策定し、整備を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置(多摩地域) ○ 周産期連携病院の確保(多摩地域) ○ 多摩周産期医療ネットワークグループの構築(多摩地域) ○ 周産期母子医療施設整備費補助(拡充)(都全域) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置(多摩地域)平成21年3月25日に都全域を対象に始まったシステム。新たに「都立多摩総合医療センター・小児総合医療センター」を緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター(いわゆる「スーパー総合周産期センター」)として平成23年2月から指定 ○ 周産期連携病院の確保(多摩地域)平成25年度 4病院(都全域で11病院) ○ 多摩周産期医療ネットワークグループの構築(多摩地域)都立多摩総合・小児総合医療センターを幹事として多摩地域周産期医療ネットワークグループの連携会議を実施。あわせて、多摩地域を6ブロックにわけたサブグループごとでも連携会議を実施し、きめ細やかな連携を構築。 ○ 周産期母子医療施設整備費補助(都全域)周産期母子医療センターに対し必要な施設及び設備整備に対する整備費の一部を補助。(NICU増床にかかる整備の場合は、補助率を5/6とする)都全域:施設整備2箇所、設備整備15箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母体救命対応総合周産期母子医療センター(多摩地域)の運営平成23年2月に新たに「スーパー総合周産期センター」として指定した「都立多摩総合医療センター・小児総合医療センター」を26年度も継続して指定 ○ 周産期連携病院の確保(多摩地域) ○ 多摩周産期医療ネットワークグループの構築(多摩地域)平成26年度は、都立多摩総合・小児総合医療センターに代わり、杏林大学が多摩地域のネットワークグループの幹事となり、連携会議を実施。サブグループは25年度と同様、引き続き実施。 ○ 周産期母子医療施設整備費補助(都全域)継続実施

東京都地域医療再生計画(多摩地域)

事項名	東京都地域医療再生計画(多摩地域)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	目標	具体的な施策		
(3) 医師確保対策	<p>○ 国の医師確保対策に基づく医学部定員増を活用した東京都地域枠として、平成21年度より既の実施している順天堂大学医学部における5名増員に加え、平成22年度より杏林大学医学部及び順天堂大学医学部においてそれぞれ5名増員する。平成23年度からは、さらに、杏林大学医学部及び東京慈恵会医科大学においてそれぞれ5名増員する。あわせて、当該入学生に対し、返還免除の定めがある奨学金を貸与し、小児医療や周産期医療等に従事する医師を養成する。</p>	<p>○ 地域医療を担う医師養成事業(拡充)(都全域)</p>	<p>○ 医師奨学金制度の運用(平成20年7月貸与条例制定。平成21年3月条例改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児、周産期、救急、へき地医療に従事する医師確保のため、奨学金を貸与 ・被貸与者への教育的支援を実施(島しょ研修、都の地域医療の講義等) <p>【特別貸与】定員増にかかる奨学金 規模:順天堂大学10名(内5名分計上)、 杏林大学10名、慈恵医科大学5名</p>	<p>○ 平成25年度末にて事業終了</p>

東京都地域医療再生計画(区東部保健医療圏)

事項名	東京都地域医療再生計画(区東部保健医療圏)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	具体的な施策		
(1)小児医療	<p>○ 区東部保健医療圏を管轄地域とし、救命処置が必要な緊急性のある小児救急患者を迅速に受け入れ、速やかに救命対応を行う「子ども救命センター(仮称)」を1か所整備する。</p> <p>○ 小児の救命処置を行なえる小児科医等の養成を行う。</p> <p>○ 区東部保健医療圏において小児二次救急医療を担う病院に対する支援を行う。</p> <p>○ 区東部保健医療圏における小児二次救急医療を担う病院の小児医療を支えるため、大学に寄附講座を設置し、大学からの医師派遣を強化する。</p> <p>→ 現在区東部保健医療圏に1施設の小児二次救急医療機関を2施設に増加させる。</p> <p>○ 都民(子供の親)を対象とした小児医療に関する講演会を開催する。</p> <p>○ 小児医療体制の強化に向けた検討協議、一次から三次救急医療施設の小児医療ネットワークの構築を行う「小児救急医療対策協議会」を設置する。</p>	<p>○ 子ども救命センター(仮称)の創設(区東部保健医療圏)</p> <p>○ 救急専門医等養成事業(都全域)【再掲】</p> <p>○ 休日・全夜間診療事業(小児)参画等支援事業(区東部保健医療圏)</p> <p>○ 小児救急医師確保緊急事業(区東部保健医療圏)</p> <p>○ 小児医療普及啓発事業(都全域)【再掲】</p> <p>○ 小児救急医療対策協議会(都全域)【再掲】</p>	<p>○ 重篤な小児救急患者を必ず受け入れる「こども救命センター」を創設し、高度な三次救急医療体制を確保した。 (平成22年8月27日指定、9月1日運用開始) (平成25年度 4病院、うち区東部を含む地域1病院)</p> <p>○ 小児二次医療機関に勤務する医師等を対象に二次救命処置に係る技術等の向上を目的とした実技研修を実施した。(平成23年度239人、平成24年度254人、平成25年度230人)</p> <p>○ 休日全夜間診療事業(小児)への参画及び機能強化に必要な医師確保を図る医療機関を支援するため、医師確保経費を補助 (平成23年度 10病院、うち区東部2病院) (平成24年度 8病院、うち区東部1病院)</p> <p>○ 大学医学部に「小児医療調査研究講座」を設置し、医療資源の少ない圏域の病院勤務を通じて、調査研究を行う医師を派遣 (平成23年度8大学、平成24年度8大学、平成25年度8大学)</p> <p>○ 都民を対象にした小児普及啓発事業実施 (平成24、25年度 東京メッセ)</p> <p>○ 初期から三次までの医療機関連携など、小児医療体制の充実・強化を図るため、小児医療協議会を開催(平成23年7月、平成24年7月、平成25年9月)</p>	<p>○ こども救命センターの運営による高度な三次救急医療体制を確保</p> <p>○ 小児二次医療機関に勤務する医師等を対象に二次救命処置に係る技術等の向上を目的とした実技研修の継続実施</p> <p>○ 休日・全夜間診療事業(小児)に参画する医療機関の支援</p> <p>○ 都民を対象とした小児医療普及啓発に関する講演会の実施</p> <p>○ 小児医療体制の充実・強化を図るため、小児医療協議会の開催を継続</p>
(2)周産期医療	<p>○ 都内全域においてNICU等の整備促進を強化する。東京都周産期医療協議会で検討の上、周産期医療整備計画を策定し、整備を進めていく。</p> <p>○ 既存のNICUの有効活用を図るため、在宅移行が望ましいNICUの入院児を対象に、都立墨東病院において、在宅移行支援等のモデル事業を実施し、その検証結果等を踏まえ、医療的ケアが必要な入院児の円滑な退院に必要な支援体制について整備を進める。</p>	<p>○ 周産期母子医療施設整備費補助(拡充)(都全域)【再掲】</p> <p>○ NICUからの円滑な退院に向けた取組への支援(区東部保健医療圏)</p>	<p>○ 周産期母子医療施設整備費補助(都全域) 周産期母子医療センターに対し必要な施設及び設備整備に対する整備費の一部を補助。 (NICU増床にかかる整備の場合は、補助率を5/6とする) 都全域:施設整備2箇所、設備整備15箇所</p> <p>○ NICUからの円滑な退院に向けた取組への支援(区東部保健医療圏) 都立墨東病院を中心としたモデル事業の実施 (平成22年度から平成23年度までの2年間) 退院支援の取組にかかる支援の検討</p>	<p>○ 周産期母子医療施設整備費補助(都全域) 継続実施</p> <p>○ NICUからの円滑な退院に向けての支援 地域医療再生計画外の事業として、都全域を対象に実施。 (在宅移行支援病床運営、在宅療養児一時受入支援、NICU等入院児在宅移行研修)</p>

東京都地域医療再生計画(区東部保健医療圏)

事項名	東京都地域医療再生計画(区東部保健医療圏)の内容		これまでの取組状況(平成25年度まで)	今後の予定
	施策の方向	具体的な施策		
(3) 新型インフルエンザ等の新興感染症に対する医療	<p>○ 都立墨東病院において、他の病棟から独立した感染症対応病棟を整備し、新型インフルエンザ等新たな感染症の大流行期に対応できるよう、医療機能を強化する。</p> <p>○ 新型インフルエンザや新興感染症発生時における地域連携について協議する会議を年6回程度開催し、地域の開業医等との医療連携体制を強化する。</p>	<p>○ 感染症対応病棟の整備(区東部保健医療圏)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症外来の設置 ・第一種感染症指定病床(2床)、第二種感染症指定病床(8床) ・感染症緊急対応病床(30床(予定)) ・陰圧対応の人工透析室 ・救命救急病床(一部陰圧対応) ・パンデミック時に病床を設置できるフリースペース <p>○ 感染症医療地域連携体制の強化(区東部保健医療圏)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携等を協議する会議の中に新型インフルエンザや新興感染症発生時における地域連携を協議する部会を設置する。 	<p>○ 感染症対応病棟の整備(区東部保健医療圏)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 基本設計を実施 ・平成23年度 看護宿舎解体 実施設計及び新棟建築着工 <p>○ 感染症医療地域連携体制の強化(区東部保健医療圏)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区東部感染症会議や区東部医療圏医療連携会議を開催し、感染症関連の報告や検討、情報の共有化を実施 	<p>○ 感染症対応病棟の整備(区東部保健医療圏)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月 新棟竣工 ・平成26年8月 新棟運営開始 ・平成27年10月 新診療棟改修完了